

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）<公共>

令和8年度予算概算決定額 7,635百万円（前年度 7,635百万円）
〔令和7年度補正予算額 46,655百万円〕

＜対策のポイント＞

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

＜事業目標＞

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

＜事業の内容＞

1. 災害復旧事業 7,402百万円（前年度 7,422百万円）

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧を行います。（農地復旧限度額の算定に中山間地域補正を追加します。）また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。

2. 災害関連事業 233百万円（前年度 213百万円）

農地・農業用施設の災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を行います。

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞

50/100
65/100等

都道府県

国

都道府県

市町村等

※農家一戸当たりの事業費により、補助率の嵩上げ制度あり。

＜事業イメージ＞

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧



●決壊した農業用ため池の復旧



●農業用水路の復旧



2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設の改築・補強等

●復旧と併せた区画整備



●復旧と併せた農業用ため池の改修（緊急放流工の設置）



●農村生活環境施設（農業集落排水施設）の復旧



農地・農業用施設災害復旧事業 ～物価高騰を踏まえた農地復旧限度額の算出～

- 農地の災害復旧事業には、国庫補助の対象となる災害復旧事業費に限度額（農地復旧限度額）がある。
- 農地復旧限度額は、物価変動を踏まえ、毎年、農林水産大臣が算定式を定めている。
- 令和8年度における算定において、通常の物価変動の反映に加え、物価高騰対策の一環として、
①現場実態を踏まえた諸経費率の改正を考慮したかさ上げ（換算係数を上積み算定）、
②中山間地域においては、現場条件が厳しく平場に比べて経費が掛かることから、補正係数の設定を行う。

農地復旧限度額の算定

農地復旧限度額は、当該災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額として、農林水産大臣が毎年定めるもので、右記の算定式によって算出。

$$\text{農地復旧限度額（千円）} = \text{農地面積（a）}^{0.682} \times 1,000 \times K$$

〔※ 農地面積：復旧すべき農地面積で影響範囲等を含む（単位：アール）
※ K：換算係数（毎年度改訂（R7年度：1.453））〕

① 現場実態を踏まえた諸経費率の改正を考慮したかさ上げ（約8%）

$$\text{農地復旧限度額（千円）} = \text{農地面積（a）}^{0.682} \times 1,000 \times \underline{K}$$

R7年度：1.453 → R8年度※：1.572 ± 物価変動

※ 実際の K は令和8年度に施行される農林水産省告示により決定

② 現場条件が厳しく平場に比べて経費が掛かる中山間地域における補正（①×1.05）

$$\text{農地復旧限度額（千円）} = \text{農地面積（a）}^{0.682} \times 1,000 \times K \times \underline{1.05}$$

〔中山間地域：
農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域〕

〔中山間地域補正の考え方：
土地改良事業等請負工事積算基準において、共通仮設費と現場管理費に適用される中山間地域補正係数による割増を反映〕

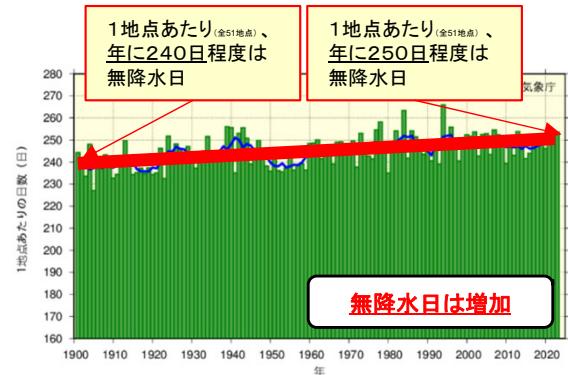
農地・農業用施設災害復旧事業 ～干ばつ災害復旧事業の採択基準の変更～

令和7年度補正

- 気候変動の影響により、年間の無降水日の日数が増加すると予想されており、農地の干ばつ被害の増加が懸念。
- 農地に発生したき裂の復旧に係る採択基準について、一般的な営農方法に合わせた通常の維持管理の範囲を見直し、「田面のき裂が25cm以上の深さであり、かつ、き裂が耕盤層を破壊して心土層に到達」した場合に変更する。

無降水日の日数の増加

- 日降水量1.0mm未満の年間日数の経年変化（1901～2023年）



※ 棒グラフ（緑）：各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割った値（国の51地点における平均で1地点あたりの年間日数）

太線（青）：5年移動平均値

直線（赤）：長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）

【出典】気象庁「気候変動監視レポート2023」

- 直近5か年における7月～9月の干天（日雨量5mm未満）の平均日数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
平均日数	52日	53日	59日	60日	62日

※ 気象庁のアメダスデータから入手した全国47都道府県の代表地の無降雨日数から平均を算出

き裂の発生事例



干ばつ災害復旧事業の採択基準

下線部は令和7年度補正による拡充内容

- ・ 重粘土地帯において連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む。）が20日以上
- ・ 農地の田面のき裂が25cm以上の深さであり、かつ、き裂が耕盤層を破壊して心土層に到達し、漏水が甚だしくそのままでは植付けが不能と認められるもの（従前は、田面のき裂が72cm以上の深さ）

※ 階段状の農地の畦畔については、畦畔のき裂の深さが畦畔天端から55cm以上

（従前は、畦畔天端から72cm以上の深さ）

＜対象となるき裂イメージ＞

